

マイライフがごしま

くらしの情報
2020.7

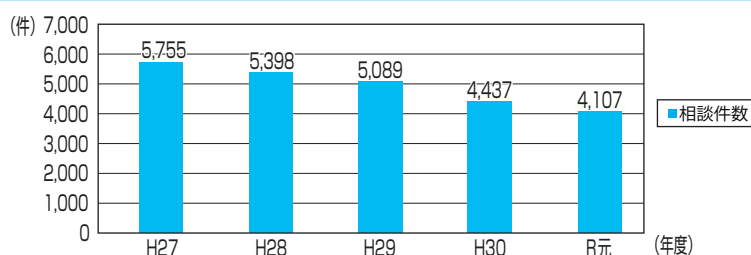
目次

- ① ……令和元年度消費生活相談の概要
- ② ……令和元年度「消費者教育等に関する意識調査」結果について
- ③ ……「消費者教育講師派遣ナビ」を開設しました！
- ④ ……鹿児島県の物価情報
- ⑤ ……「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」公式LINEアカウントが開設されました！
- ⑥ ……消費者トラブルで困ったら“すぐ電話。まず相談。”「消費者ホットライン」188

令和元年度消費生活相談の概要

1 相談件数

令和元年度に県消費生活センターと大島消費生活相談所に寄せられた相談件数は4,107件で、前年度に比べ、330件(7.4%)減少しました。



2 相談の多い商品・役務

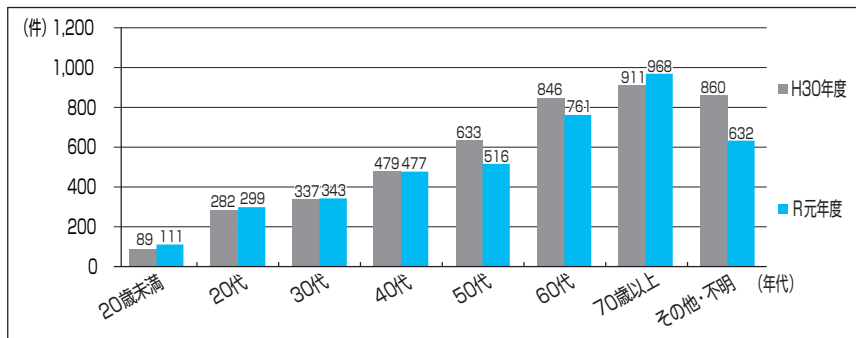
(単位：件%)

商品・役務名	H30	R元	対前年度比	相談の主な内容
①運輸・通信サービス	873	730	△16.4	ショートメールを悪用した架空請求やアダルト情報サイト(ワンクリック請求)
②商品一般	657	476	△27.5	はがき等による架空請求や宅配業者をかたった不在通知メール
③食料品	321	386	20.2	健康食品の通信販売による定期購入に関するトラブル
④金融・保険サービス	396	354	△10.6	フリーローン・サラ金や生命保険に関する相談
⑤保健衛生品	158	272	72.2	化粧品の通信販売による定期購入に関するトラブル

- ・身に覚えのない請求や利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」に関する相談は、前年度に比べて減少したものの、圧着はがきや封書、後納郵便を利用したものや、大手通販業者をかたるなどの新たな手口による架空請求についての相談が寄せられています。
- ・健康食品や化粧品の通信販売で、お試しのつもりが定期購入になっていたという相談が大きく増加しています。

健康食品 H30：68件→R元：131件(+ 92.6%)
化粧品 H30：47件→R元：96件(+ 104.3%)

3 年代別相談件数



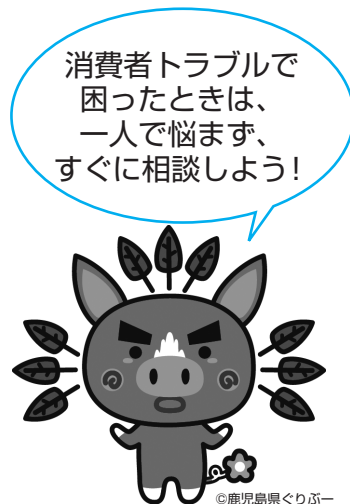
- ・70歳以上の相談が増加し、60歳以上の相談は全体の4割を超えました。
- ・若年者層(30歳未満)の相談も増加しています。

★詳しくは県ホームページをご覧ください。

URL <https://www.pref.kagoshima.jp/ab22/kurashi-kankyo/syohi/shouhitoukei/r1shohi-toukei.html>

鹿児島県 消費生活

検索



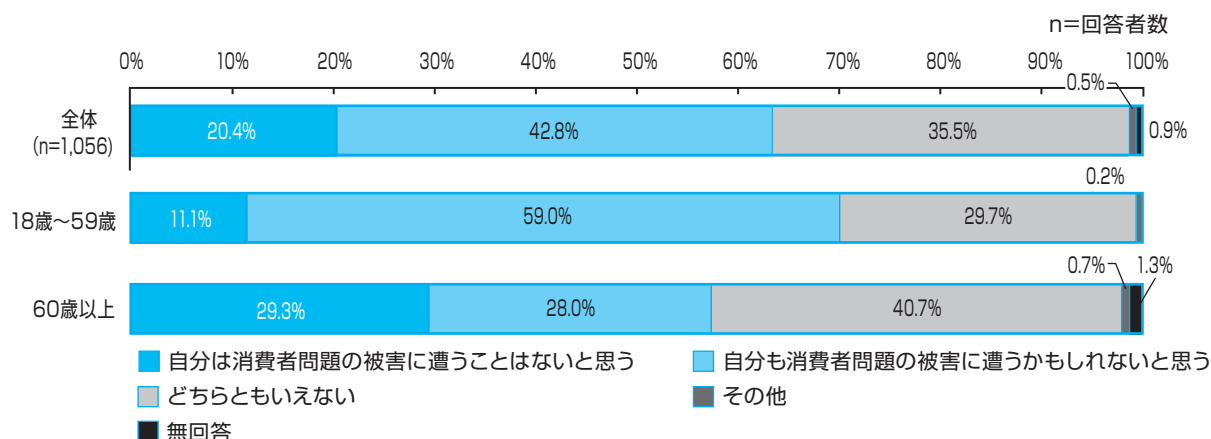
©鹿児島県くろびー

令和元年度「消費者教育等に関する意識調査」結果について

県では、令和元年9月～10月、県内の一般消費者（18歳以上の方）、事業者、学校を対象に「消費者教育等に関する意識調査」を実施しました。

主な調査結果

①消費者問題に対する意識について

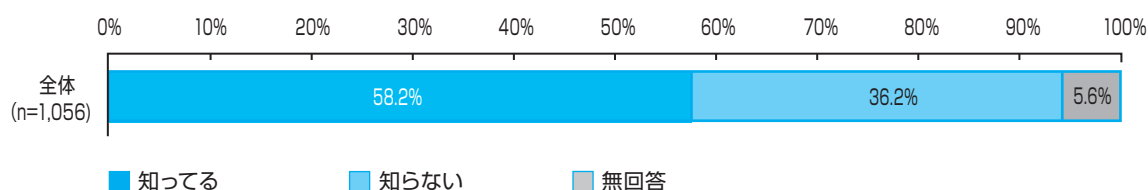


60歳以上の方のうち、「自分が消費者問題の被害に遭うことはないと思う」人の割合は約3割で、59歳以下の2倍以上となっています。

△令和元年度に県消費生活センターと大島消費生活相談所へ寄せられた消費生活相談のうち、60歳以上の方からの相談割合が全体の4割を超えました。（1ページ参照）

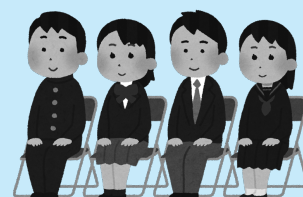


②成年年齢の引き下げについて



令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることについて、「知らない」という人が約4割います。

△成年年齢の引き下げにより、18歳及び19歳の若年層は民法上の未成年者取消権（未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、原則として取り消すことができる権利）を行使できなくなることから、SNSによる悪質商法の勧誘等、消費者トラブルが急増することが懸念されています。



この調査結果は、県の次期消費者基本計画策定の際に参考資料とするほか、今後の消費者教育をより効果的に推進するために活用します。

「消費者教育講師派遣ナビ」を開設しました！

「消費者教育講師派遣ナビ」とは？

県ホームページにおいて、消費生活に関連する分野で専門知識を有する団体や個人（以下、「掲載団体等」）の講座情報を取りまとめた「消費者教育講師派遣ナビ」を開設しました。地域や学校での消費者教育に、ぜひご利用ください。

県HP>暮らし・環境>消費生活>消費者教育講師派遣ナビよりご覧いただけます。

「消費者教育講師派遣ナビ」の利用方法

- ・「消費者教育講師派遣ナビ」掲載団体等へ、直接、申込みを行ってください。
- ・掲載団体等によっては専用の申込書が必要な場合があります。
- ・掲載団体等は、次のようなテーマで講座を実施します。

- ① 金銭・金融に関する内容
(例) お金や金融の動き, お金の管理や貯蓄の意義
- ② 契約等に関する内容
(例) 契約に関する基礎知識やトラブル事例, 消費者トラブル解決の法律や制度
- ③ 環境保全に関する内容
(例) 環境・資源エネルギー問題, 環境に配慮した消費行動とは
- ④ 食の安全安心に関する内容
(例) 食品の適正表示について, 食品表示に関する法律等
- ⑤ デジタルコンテンツに関する内容
(例) インターネットの正しい使い方, スマートフォンの正しい使い方
- ⑥ エシカル消費に関する内容
(例) フェアトレード, 食品ロス削減, 地産地消について
- ⑦ その他
(例) 製品やサービスの安全安心について

- ・講座の実施方法や内容, 講師への謝金, 旅費その他については, 掲載団体等との協議により決定してください。
- ・政治目的, 宗教目的及び営利目的には利用できません。

お問い合わせ先

〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県男女共同参画局消費者行政推進室
TEL: 099-286-2521
FAX: 099-286-5524



鹿児島県の物価情報

県では、県民の皆様の日常生活の安定に役立てるために、ガソリンや食料品などの生活関連物資の価格及び需給状況について調査を行い、ホームページに掲載しています。

例えば、令和2年5月のレギュラーガソリンの価格は次のとおりです。

規格・銘柄	県平均価格	本土平均価格	離島平均価格
1ℓ 現金売り(税込み)	132円	130円	148円

この他にも18品目の価格を年2回(7月と1月)調査しています。詳しい物価情報については、県ホームページをご覧ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う異常な消費行動が全国的に問題視されました。食料品や日用品の過度な買いだめや転売目的での購入は、私たちの消費生活を混乱させます。どのような状況においても、正しい情報に基づく冷静な購買活動をお願いします。

「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」 公式LINEアカウントが開設されました!

消費者庁が、新型コロナウイルス感染症対策に関する消費者向け情報を発信する消費者庁のLINE公式アカウントを開設しました。友だちに追加していただくと、消費者庁から定期的を送られる注意喚起メッセージ等を受け取れるようになります。

① LINE 公式アカウントの詳細

- ・アカウント名：消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報
- ・LINE ID：@line_caa

② 「友だち登録」の方法

LINEアプリをお手持ちのスマートフォン等にインストールした後、URL (<https://lin.ee/d57rXBD>)、若しくは右記QRコードを読み取り、「友だち」に登録してください。



消費者トラブルで困ったら“すぐ電話。まず相談。”「消費者ホットライン」188

困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188にご相談ください。県や市町村が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

- ☆ 消費者ホットライン(局番なし) ☎188
- ☆ 県消費生活センター ☎099-224-0999
受付時間：【月～金】午前9時～午後5時 【土】午前10時～午後4時
※ 土曜日の面接相談を希望される方は、事前にご連絡ください。
- ☆ 大島消費生活相談所 ☎0997-52-0999
受付時間：【月～金】午前9時～午後5時



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクターイヤヤン

発行

鹿児島県男女共同参画局消費者行政推進室
鹿児島県消費生活センター
鹿児島県ホームページ

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 ☎099-286-2521
〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番203号 ☎099-224-0999
<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/syohi/index.html>